佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事　古　川　　康

佐賀県規則第二十三号

佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立都市公園条例施行規則（昭和三十六年佐賀県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の規定に基づき、佐賀県立都市公園の管理について」を「の施行に関し」に改める。

第二条中「都市公園」を「吉野ヶ里歴史公園」に改め、同条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とする。

第三条中「行商」を「吉野ヶ里歴史公園内で行う行商」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とし、第八条から第十条までを三条ずつ繰り上げ、第七条の次に次の三条を加える。

（吉野ヶ里歴史公園の供用日及び供用時間）

第八条　吉野ヶ里歴史公園の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。

供用日	供用時間
一月一日から十二月三十日まで（一月の第三月曜日及びその翌日を除く。）	午前九時から午後五時まで（六月一日から八月三十一日までは午後六時まで）

２　知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開園し、若しくは休園し、又は供用時間を変更することができる。

（吉野ヶ里歴史公園の入園券等）

第九条　条例第九条第二項又は第三項の規定により吉野ヶ里歴史公園の入園料又は使用料を納付した者には、領収書に代えて入園券又は駐車券を交付する。
２　個人利用者は、入園の際に入園券を係員に提示しなければならない。
（吉野ヶ里歴史公園の入園料等の免除）
第十条　条例第十条の規定により吉野ヶ里歴史公園の入園料又はその駐車場の使用料の免除を受けようとする者は、入園又は使用の際に障害を証明する手帳を係員に提示しなければならない。
２　知事は、前項の規定により提示された手帳の内容を確認し、適当と認めたときは、入園料又は使用料を免除するものとする。
第十一条の次に次の三条を加える。
（吉野ヶ里歴史公園の入園料等の返還）
第十一条の二　吉野ヶ里歴史公園の利用に関し条例第十一条ただし書に規定する知事が特に必要と認めた場合とは、利用者の責めによらないで吉野ヶ里歴史公園を利用することができなくなつた場合とする。
第十一条の三　条例第十一条ただし書の規定により、吉野ヶ里歴史公園の入園料又はその駐車場に係る使用料の全部又は一部の返還を受けようとする者は、当該入園料又は当該使用料を納付した日から七日以内に、入園料等返還請求書（別記様式第七号の二）に入園券又は駐車券を添えて知事に提出しなければならない。
（吉野ヶ里歴史公園の利用の中止等）
第十一条の四　知事は、吉野ヶ里歴史公園の利用者が条例第三条の規定に違反したと認めるときは、利用の中止を命ずることがある。
２　前項の規定により利用の中止を命ぜられた者は、直ちに退場しなければならない。
３　第一項の規定により利用の中止を命ぜられた者に損害が生ずることがあつ

ても、これに対する補償は行わない。

第十二条第一号中「とき、公園施設設置、公園占用工事完了届」を「とき　公園施設設置、公園占用工事完了届」に、同条第二号中「とき、公園施設設置、公園施設管理、公園使用廃止届」を「とき　公園施設設置、公園施設管理、公園使用廃止届」に、同条第三号中「とき、公園原状回復届」に、同条第四号中「又は」の下に「吉野ヶ里歴史公園において」を「とき　公園原状回復届」を加え、「とき、公園内における監督処分に伴う措置完了届」を「とき　公園内における監督処分に伴う措置完了届」に改め、同条第五号中「とき、公園構成土地物件に関する権利変動届」を「とき　公園構成土地物件に関する権利変動届」に改める。

第十三条中「所轄土木事務所長」の下に「（佐賀城公園及び森林公園に係るものにあっては、当該都市公園の指定管理者（条例第十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））」を加える。

第二十条中「条例第十四条の二第三項に規定する」及び「（以下「指定管理者」という。）」を削る。

第二十二条を第三十一条とし、第二十一条の次に次の九条を加える。

（森林公園の庭球場等を利用に供さない日）

第二十二条　条例第十四条の二第五項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち、森林公園の庭球場、野球場又は洋弓場（以下「庭球場等」という。）を利用に供さない日は、次の各号に掲げる公園施設の区分に応じ、　当該各号に定める日を限度とする。

一　庭球場及び洋弓場　十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、一週間につき一日

二　野球場　十二月一日から翌年の二月二十八日までの日を除き、一週間につき一日

２　指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

３　指定管理者は、前項の規定により、臨時に開場し、又は休場するときは、知事に協議しなければならない。

（森林公園の庭球場等の供用時間）

第二十三条　管理の基準のうち森林公園の庭球場等の供用時間は、次の各号に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上とする。

一　庭球場及び洋弓場　次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間

イ　四月一日から十月三十一日まで　午後九時まで（日曜日においては、日没まで）に限り、一日につき十二時間三十分（日曜日においては、九時間三十分）

ロ　十一月一日から翌年の三月三十一日まで　午後八時まで（日曜日においては、日没まで）に限り、一日につき十一時間三十分（日曜日においては、八時間三十分）

二　野球場　午後九時までに限り、一日につき十二時間三十分

２　指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

３　指定管理者は、前項の規定により、供用時間を変更するときは、知事に協議しなければならない。

（行商等の許可証の掲示）

第二十四条　管理の基準のうち佐賀城公園又は森林公園内で行う行商、露店営業、募金又は業として行う写真の撮影についての許可に係る許可証を掲示させる位置は、常に見やすい位置でなければならない。

（広告物掲出の基準等）

第二十五条　管理の基準のうち森林公園の野球場（以下単に「野球場」という。）に掲出させる広告物の色彩及び意匠は、森林公園が公共施設であることに十分留意し、野球場と調和するものとしなければならない。

2　管理の基準のうち広告物を掲出させる場所は、野球場のスコアボード、ファールポールの周囲その他の競技の支障となる場所であってはならない。

3　管理の基準のうち広告物の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一　美観を損なうものでないこと。

二　公の秩序又は善良な風俗を害するものでないこと。

三　競技及び観覧に支障を来すものでないこと。

四　政治的又は宗教的な主張を目的とするものでないこと。

五　その他公共の目的に照らし、不適当なものでないこと。

第二十六条　管理の基準のうち野球場のグラウンドフェンスに掲出する広告物及びグラウンドフェンス以外の場所に掲出する広告物（以下「その他の広告物」という。）を掲出できる場所、種類及び規格又は寸法は、別表のとおりとしなければならない。

2　指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、広告物を掲出できる場所、種類及び規格又は寸法を変更することができる。

3　指定管理者は、前項の規定により広告物を掲出できる場所、種類及び規格又は寸法を変更しようとするときは、知事に協議しなければならない。

第二十七条　管理の基準のうち指定管理者がその他の広告物の掲出に係る条例第四条第一項の許可をすることができる者は、条例第五条の二の許可を受けて野球場を利用する者とする。

（森林公園の庭球場等への入場の制限）

第二十八条　管理の基準のうち指定管理者が森林公園の庭球場等への入場を制

限することができる場合は、入場者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　感染性の疾病があると認められる場合
二　危険物若しくは他人の迷惑となる物を携帯し、又は犬その他の動物を伴う場合
三　酒気を帯びている場合
四　同伴者又は引率者のない幼児である場合
五　その他管理上支障があると認められる場合

（利用の制限）

第二十九条　管理の基準のうち指定管理者が森林公園の庭球場等の利用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。
一　公園施設の設置の目的に反する利用をするおそれがある場合
二　森林公園の庭球場等内の秩序を乱すおそれがある場合
三　森林公園の庭球場等の施設又は設備をき損するおそれがある場合
四　集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
五　その他管理上必要があると認める場合

2　管理の基準のうち指定管理者が森林公園の庭球場等の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。
一　利用許可申請書の内容に偽りがあった場合
二　条例第三条の規定に違反し、又は前条各号のいずれかに該当する場合

3　前項の規定により利用の許可を取り消され、又は利用の中止を命ぜられた者は、直ちに退場しなければならない。

4　指定管理者は、第一項第五号の規定により森林公園の庭球場等の利用を制

限しようとするときは、知事に協議しなければならない。

（利用料金の承認申請）

第三十条　指定管理者は、条例第十四条の三第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第十三号）を知事に提出しなければならない。

第三十一条の次に次の二条を加える。

（損害賠償）

第三十二条　故意又は過失により都市公園をき損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

（補則）

第三十三条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第二十六条関係）

分類	広告物を掲出できる場所	広告物の種類	規格又は寸法
グラウンドフェンスに掲出する広告物	内野側グラウンドフェンス 外野側グラウンドフェンス	グラウンドフェンスに直接描くもの	一　寸法　縦が一・五メートル以下のもので、横が十メートル以下のもの 二　使用する塗料　白色とする。ただし、太陽光、照明等に反射するものを使用してはならない。
その他の広告物	野球場の外周フェンスの内側の場所で、かつ、グラウンドフェンスの外側の場所	一　壁面広告	一の広告物の表示面積が三十平方メートル以下のもの
		二　横断幕及び懸垂幕	幅が一メートル以下のもので、長さが十メートル以下のもの

		三　立看板	幅が一メートル以下のもので、長さが四メートル以下のもの
		四　旗及びのぼり	縦が二メートル以下のもので、横が一メートル以下のもの

別表の備考の三中「木わく」を「木枠」に改め、同表の備考の四中「竿又は紐」を「さお又はひも」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第２条関係）

公園内行為許可申請書

佐賀県立都市公園条例第４条第１項の規定により、次のとおり都市公園内における行為の許可を申請します。

年　　月　　日

申請者の住所
職　　業　　　　　　　　　　　　　　（電話　　　　　　　　）
（ふりがな）
氏　　名（法人その他の団体の場合は、代表者氏名併記）
生年月日（法人その他の団体の場合は、代表者の生年月日）

佐賀県知事　　　　　様

行為の種類			
行為の目的			
行為の期間			
行為の場所			
使用する公園施設			
その他必要な事項			
受付欄		使用料	

注　申請に当たつては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報は、都市公園内行為許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者と県が行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

OO

（裏面）

誓　　　　　約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□　自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

1　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

2　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

3　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

4　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

5　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

6　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

7　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

様式第二号中「第７条、第８条関係」を「第４条、第５条関係」に改める。

様式第四号から様式第七号までを次のように改める。

様式第四号（第４条関係）

公園施設設置許可申請書

都市公園法第５条第１項の規定により、次のとおり公園施設設置の許可を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日
申請者の住所
職　　業　　　　　　　　　　　　（電話　　　　　　　　）
(ふりがな)
氏　　名（法人その他団体の場合は、代表者の氏名併記）
生年月日（法人その他の団体の場合は、代表者の生年月日）

佐賀県知事　　　　様

設置しようとする公園施設の名称及び数量			
設置の目的			
設置の期間			
設置の場所			
公園施設の設置による公園使用面積			
公園施設の構造の概要及び工事費			
公園施設の管理方法の概要			
工事実施の方法（直営又は請負施行の別）			
工事着手及び完了の時期	年　　月　　日から 年　　月　　日まで		
原状回復の方法時期等			
その他必要な事項			
受付欄		使用料	

注　申請に当たつては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、都市公園施設設置許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者と県が行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

（裏面）

誓　　　　　　約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□　自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

１　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

２　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

３　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

４　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

５　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

６　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

７　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

様式第五号（第４条関係）

公園施設管理許可申請書

都市公園法第５条第１項の規定により、次のとおり公園施設管理の許可を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日
申請者の住所　　　　　　　　　　　　　　　（電話　　　　　　　）
職　　業
（ふりがな）
氏　　名（法人その他の団体の場合は、代表者の氏名併記）
生年月日（法人その他の団体の場合は、代表者の生年月日）

佐賀県知事　　　　様

管理しようとする公園施設の名称			
管理しようとする公園施設の場所			
管理の目的			
管理の期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで		
管理の方法（経営方法を含む）			
原状回復の方法時期等			
その他必要な事項			
受　付　欄		使　用　料	

注　申請に当たつては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、都市公園施設管理許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者と県が行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

（裏面）

誓　　　　　　約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□　自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。
また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
１　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
２　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
３　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
４　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
５　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
６　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
７　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

様式第六号（第５条関係）

公園占用許可申請書

都市公園法第６条第１項の規定により、次のとおり都市公園の占用許可を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日
申請者の住所
職　　業　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話　　　　　　　）
（ふりがな）
氏　　名（法人その他の団体の場合は、代表者の氏名併記）
生年月日（法人その他の団体の場合は、代表者の生年月日）

佐賀県知事　　　　様

占用物件の名称及び数量			
占　用　の　目　的			
占　用　の　期　間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで		
占用の場所及び面積			
占用工作物等の構造の概要及び工事費			
占用工作物等の管理方法			
工事実施の方法（直営又は請負施行の別）			
工事の着手及び完了の時期	着手　　　年　　月　　日 完了　　　年　　月　　日		
その他の必要な事項			
受　付　欄		使　用　料	

注　申請に当たつては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報は、都市公園占用許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者と県が行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

（裏面）

誓　　　　　約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□　自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

　また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

1　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

２　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

３　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

４　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

５　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

６　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

７　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

様式第七号（第７条関係）

（公園施設設置／公園施設管理／公　園　占　用）許可更新申請書

都市公園法（第５条第１項／第６条第３項）の規定により、許可を受けた（公園施設設置／公園施設管理／公　園　占　用）許可について更新許可を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

申請者の住所

職　　業　　　　　　　　　　　　　　（電話　　　　　　　）

(ふりがな)

氏　　名（法人その他の団体の場合は、代表者の氏名併記）

生年月日（法人その他の団体の場合は、代表者の生年月日）

佐賀県知事　　　　様

許可を更新しようとする公園施設等の名称及び数量			
既に受けた許可の年月日及び指令番号	年　　月　　日 佐賀県指令　　第　　　　号		
既に受けた許可の期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで		
更新しようとする期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで		
その他必要な事項			
受　付　欄		使　用　料	

注　申請に当たつては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、都市公園占用許可等の更新許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者と県が行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

（裏面）

誓　　　　　　約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□　自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

１　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

２　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

３　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

４　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

５　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

６　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

７　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

様式第七号の次に次の一様式を加える。

様式第七号の二（第11条の３関係）

入園料等返還請求書

年　　月　　日

佐賀県知事　　　　　様

住　所
氏　名　　　　　　　　　　印

年　　月　　日に納入した吉野ヶ里歴史公園の利用に係る下記の入園料又は駐車場の使用料を返還してください。

記

利用年月日	年　　月　　日
納入済年月日	年　　月　　日
還付を受けようとする金額	金　　　　　円
還付を受けようとする理由	
備　　考	
還付金振込口座	銀行　　　支店　　（普通、当座）口座番号 口座名義人

注　この請求書には、入園券又は駐車券を添付してください。

様式第十二号の次に次の一様式を加える。

様式第十三号（第 30 条関係）

利用料金承認申請書

佐賀県知事　　　　　様

年　　月　　日

指定管理者　所在地
名称
代表者　　　　　　　　　　　印

佐賀県立都市公園条例第 14 条の３第３項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

１　申請する利用料金の金額

２　施設の維持管理に必要な費用

３　施設の利用予定者数

４　利用料金の減額又は免除を行う場合にあつては、その内容

５　実施予定年月日

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（佐賀県立都市公園利用規則の廃止）

２　佐賀県立都市公園利用規則（昭和五十七年佐賀県規則第九号）は、廃止する。